

令和8年度宇城市ビジネスプランコンテスト運営業務に係る企画提案（プロポーザル）実施要項

1 目的

本業務は、宇城市における少子高齢化及び人口減少が加速する過疎地域の課題を解決し、地域経済の活性化を図るため、ビジネスプランコンテストを実施するものである。本プロポーザルは、高い企画力と運営能力を有する事業者を選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名称

令和8年度宇城市ビジネスプランコンテスト運営業務

(2) 業務内容

別添「仕様書」の通り

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額

提案上限額については、次のとおりとし、提案内容に関わらず上限額を超える提案は、無効とする。

2,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 担当部課及び連絡先

(1) 担当部署 企画振興部地域振興課企業誘致課係（担当：森、鞭馬）

(2) 所在地 〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野85番地

(3) 電話番号 0964-32-1906（直通）

(4) メール chiikishinkoka@city.uki.lg.jp

4 応募資格

応募者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本市の競争入札参加資格を有している者で、当該業務に対応する業務種別の登録をしていること。

(3) 宇城市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 国税及び都道府県税、市税において未納がないこと。

(5) 会社更生法、民事再生法等による手続き中でないこと。

(6) 暴力団排除条例に該当しないこと。

(7) 本業務を円滑に遂行するための十分な経営基盤と、過去に類似のイベント運営実績を有すること。

(8) 本業務についての守秘義務を遵守できること。

5 審査方法および評価基準

(1) 審査体制

宇城市が設置する審査委員会において、提出書類およびプレゼンテーションに基づき審査を行う。

(2) 審査方法

評価委員は、提案書及びプレゼンテーションにより審査を行う。各評価委員の合計点数により受託候補者を決定する。ただし、最高点の者が複数いる場合は、見積金額を除く点数が高い者を受託候補者として選定する。

なお、評価点が同点で、提案金額が同額である者が複数いる場合は、評価委員会委員長の評価で最高点の者を受託候補者として選定する。

ア プレゼンテーションの具体的内容

(ア) 提案書の内容に関する補足説明

(イ) 提案書及びプレゼンテーションに対する評価委員会のヒアリング

(ウ) 開催日時・場所等については、別に決定し通知する。

(エ) 所要時間

プレゼンテーションとヒアリングを含めて30分【概ねの時間配分】

ア プレゼンテーション及び補足説明20分程度

イ ヒアリング10分程度

(オ) 出席者

プレゼンテーション及びヒアリングに出席する提案者は2名までとする。

(カ) O A機器の使用について

プレゼンテーション時にO A機器を使用する場合は、あらかじめ申出を行うこととする。

ただし、事務局で準備できるものはモニターとする。パソコンについては、各自準備し持参することとする。

(3) 審査結果について

審査結果については、評価委員会終了後、参加者全てに対して次のとおり通知する。

ア 受託候補者として選定された者に対しては、その旨を当該参加者の代表者あてに通知する。

イ 受託候補者として選定されなかった者に対しては、その旨を当該参加者の代表者あてに通知する。

ウ 上記イの通知を受けた者は、その通知をした日から起算して5日以内（土日、祝祭日を除く。）に、書面（A4版様式任意）により、宇城市に対して、その理由について説明を求めることができる。

エ 上記ウの受付場所は事務局とし、受付時間は午前9時から午後5時（土日、祝祭日を除く。）までとする。

オ 5(3)ウに対する回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日以内（土日、祝祭日を除く。）に行うものとする。

カ 受託候補者が契約の締結までに参加資格を満たさなくなった場合、(5)に定める失格要件に該当することが判明した場合又はその他の理由において契約ができない場合は当該審査結果を取り消すこととする。

また、受託候補者は、契約が締結できないことが明らかになった時点で、速やかにその旨と理由を記載した書面（A4版様式任意）を、事務局まで持参すること。

(4) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
- イ 参加資格を有しない者が提出したとき。
- ウ 提出した書類等に虚偽の記載があるとき。
- エ 他の提案者と提案の内容又はその意思について相談を行ったとき。
- オ 評価の公正性に影響を与える行為があったとき。
- カ その他、評価委員会が不適格と認めたとき。

6 スケジュール（予定）

項目	期 日	提出資料
(1) プロポーザル参加者の公募、参加申込受付及び関係書類	令和8年6月4日(木)9:00 から 令和8年6月17日(水)17:00 まで	
(2) 実施要項・仕様書等に関する質問受付	令和8年6月4日(木)9:00 から 令和8年6月10日(水)17:00 まで	別紙1
(3) 質問に関する回答	令和8年6月12日(金)まで	
(4) 参加申出書等の提出	令和8年6月12日(金)9:00 から 令和8年6月17日(水)17:00 まで	様式第1号及び添付書類
(5) 参加資格確認結果通知	令和8年6月25日(木)	様式第2号
(6) プロポーザル参加要請書	令和8年6月25日(木)	様式第3号
(7) 企画提案書の提出	令和8年6月25日(木)9:00 から 令和8年7月3日(金)17:00 まで	様式第4号及び提案書
(8) プレゼンテーション(審査)	令和8年7月8日(水)予定	
(9) 結果通知書	令和8年7月16日(木)予定	様式第6号、様式第7号
(10) 契約内容に関する協議	令和8年7月中旬	
(11) 業務委託契約の締結（予定）	令和8年7月下旬	

※上記の日程は、都合により変更する場合がある。

7 参加申込み方法

(1) 提出書類及び提出期限

提出書類	書式	部数	留意事項
公募型プロポーザル参加申出書	様式第1号	各1部	提出期限（厳守） 令和8年6月17日(水) ※商業登記簿謄本及び国・県・市税の納税証明書は、発行日から3か月以内のものとする (委任がある場合は、本社及び委)
会社概要書	別紙2		
業務実績調書	別紙3		
商業登記簿謄本			
国・県・市税の納税証明書			
見積書			

			任先分)
--	--	--	------

(2) 提出場所及び提出方法

ア 提出場所

〒 8 6 9 - 0 5 9 2

熊本県宇城市松橋町大野 8 5 番地

宇城市企画振興部地域振興課企業誘致係

イ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、簡易書留郵便で期限内必着とする。

(持参の場合は、平日午前 9 時～午後 5 時)

8 質問及び回答

(1) 質問は、「質問書」(別紙 1) により提出すること。

ア 提出期限

令和 8 年 6 月 1 0 日(水) 午後 5 時まで

イ 提出方法

メール：chiikishinkoka@city.uki.lg.jp

※メール送信後、必ず電話により受信の確認を行うこと。

(2) 質問に対する回答は、令和 8 年 6 月 1 2 日(金)までに、市ホームページに掲載する。

9 提案書の提出

(1) プロポーザル参加要請書を受領した者は、次の書類を期限までに提出すること。

提出書類	書式	部数	留意事項
提案書	様式第 4 号	電子データ	令和 8 年 7 月 1 日(水)

(2) 提出場所及び提出方法

ア 提出場所

〒 8 6 9 - 0 5 9 2

熊本県宇城市松橋町大野 8 5 番地

宇城市企画振興部地域振興課企業誘致係

イ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、簡易書留郵便で期限内必着とする。

(持参の場合は、平日午前 9 時～午後 5 時)

(3) その他留意事項

ア 提案書に盛り込む提案は、一案に限る。

イ 提案書の作成に当たり、第三者の著作権を侵害しないこと。

ウ 提案書の作成、提出及びプレゼンテーションの実施などの一切の費用は、提出者の負担とする。

エ 提案書は、審査に必要な範囲で複製を作成する場合がある。

オ 提案書及びプレゼンテーションは原則非公開とするが、1 0 (8) の内容については、公表する。

カ 提案書の提出後は、提案者の都合による変更を認めず、返却は行わない。

10 契約、その他

- (1) 本市は、財政事情の変化や今後の社会情勢、その他不可効力により業務及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。業務を中止した場合において、参加者は、プロポーザルに要した経費を本市に請求することができない。
- (2) 本市は、本契約締結までに前項の事態に至った場合、参加者に対して一切の責任を負わないものとする。
- (3) 本市は、審査の結果、受託候補者として特定した場合であっても提案に虚偽の記載又は重大な契約不適合等があった場合は、受託候補者の特定を取り消すことがある。また、契約後に仕様書に記載された内容が遵守されない場合にも同様に特定を取り消すことがある。
- (4) 本市は、優秀提案者に選定された者と契約内容について協議を行い、合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。本業務の目的達成のため必要な範囲において項目の追加、変更、削除を行うものとする。
- (5) 優秀提案者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、総合評価点数の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約による契約を締結する。
- (6) 本業務の受託者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。
- (7) 参加者が1者の場合であっても審査は実施し、その提案内容が本業務の受託者に適していると認められる場合は、その者を受託予定者として選定し、随意契約による契約を締結する。
- (8) 本プロポーザルの選定結果について、次の事項を市ホームページ等で公表するものとする。
 - ア 業務名
 - イ 受託候補者の所在、名称及び代表者氏名
 - ウ 受託候補者の総得点
 - エ 提案者総数
 - オ その他必要な事項
- (9) 提案書に記載された内容について、特に明記がない場合は、契約締結後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとする。